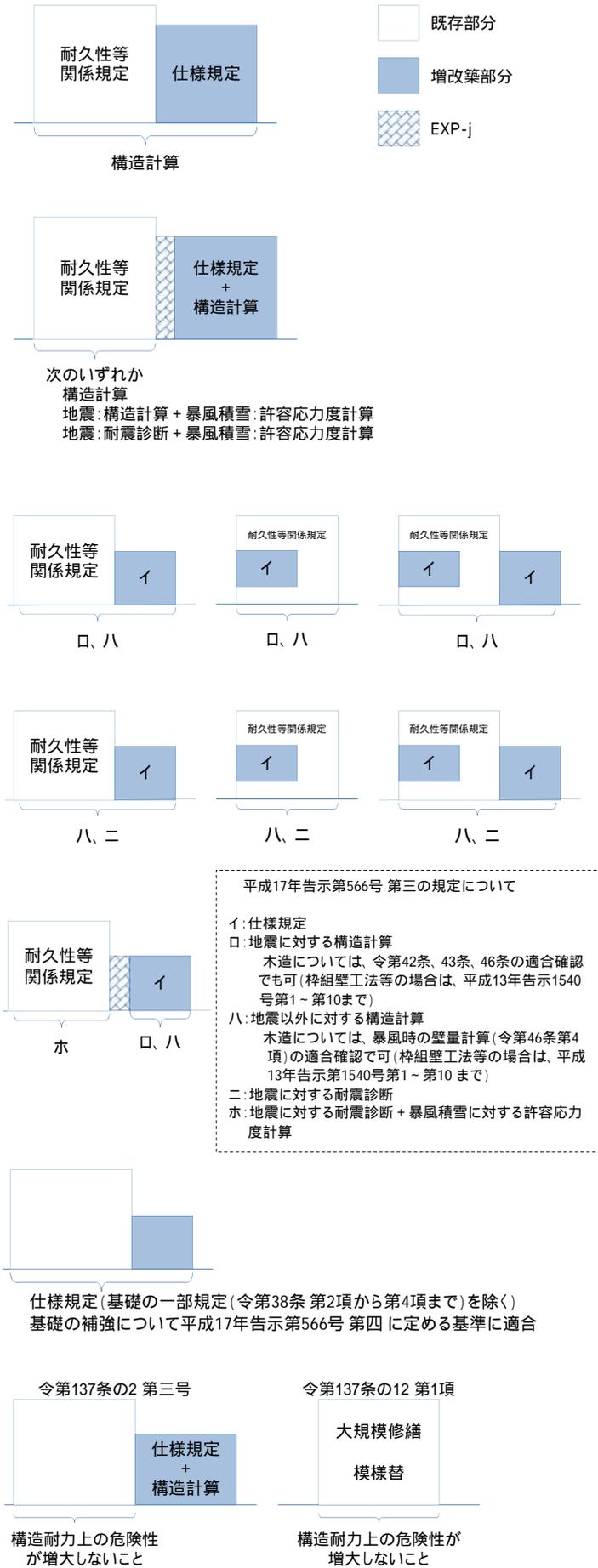
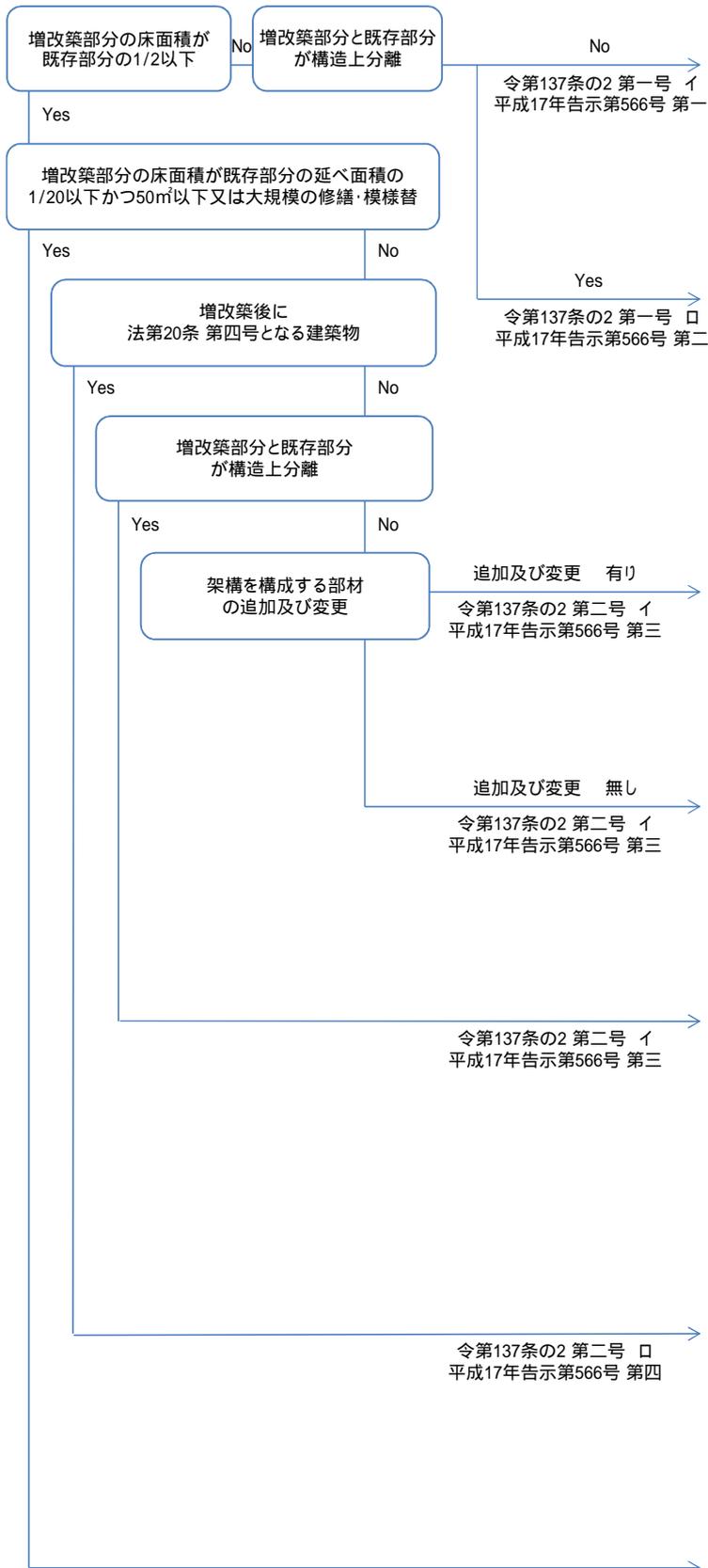


増築等に係る制限緩和の主な条件(令第137条の2関係)



平成17年告示第566号 第三の規定について

イ: 仕様規定
 ロ: 地震に対する構造計算
 木造については、令第42条、43条、46条の適合確認でも可(枠組壁工法等の場合は、平成13年告示1540号第1～第10まで)
 ハ: 地震以外に対する構造計算
 木造については、暴風時の壁量計算(令第46条第4項)の適合確認でも可(枠組壁工法等の場合は、平成13年告示第1540号第1～第10まで)
 ニ: 地震に対する耐震診断
 ホ: 地震に対する耐震診断 + 暴風積雪に対する許容応力度計算

- 耐久性等関係規定**
- 令第36条 - 第36条の3 (構造設計の原則等)
 - 令第37条 (構造部材の耐久)
 - 令第38条第1、5、6項 (基礎の安全性等)
 - 令第39条第11項 (屋根ふき材等の繋結)
 - 令第41条 (木材の品質)
 - 令第49条 (外壁内部等の防雨措置等)
 - 令第70条 (柱の防火被覆)
 - 令第72条 (コンクリートの材料)
 - 令第74条 (コンクリートの強度)
 - 令第75条 (コンクリートの養生)
 - 令第76条 (型わく及び支柱の除去)
 - 令第79条、第79条の3 (かぶり厚さ)
 - 令第80条の2 (構造方法に関する補足)

法……建築基準法
 令……建築基準法施行令
 告示……国土交通省告示

建築設備、屋根ふき材、特定天井、
 外装材及び屋外に面する帳壁は
 平成17年告示第566号 第一 に定
 める基準に適合すること

令第137条の2 第二号は第一号に
 第三号は第一号又は第二号に適合すればよい